

デイサービスセンターむべの里・島指定地域密着型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人小羊会が開設するデイサービスセンターむべの里・島（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下、「地域密着型通所介護従事者」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の地域密着型通所介護従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 上記の他「近江八幡市指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守する。
 - 4 法人の運営する保育園児との生活交流、また地域住民の集いの場として、地域福祉的な役割を担った運営を図る。
 - 5 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるとともに、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターむべの里・島
- (2) 所在地 滋賀県近江八幡市北津田町 346-15

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

生活相談員 2名以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する相談助言及び技術指導、地域密着型通所介護計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

介護職員 2名以上

利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。

看護職員 1名以上

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

機能訓練指導員 1名以上

地域密着型通所介護計画に基づき、機能低下を防止するための機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 月曜日から土曜日は午前9時15分から午後4時20分までの間の7時間とする。日曜日は午前9時15分から午後3時20分までの間の6時間とする。

(指定地域密着型通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日18人とする。

(指定地域密着型通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次の通りとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- (1) 食事の提供
 - (2) 生活相談
 - (3) レクリエーション
 - (4) 機能訓練
 - (5) 健康状態チェック
 - (6) 送迎
 - (7) 入浴
- 2 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 食材料費 (一食当たり850円)
 - (2) おむつ代 (パンツ式150円/1枚、紙おむつ100円/1枚、尿とりパット30円/1枚)
 - (3) その他の日常生活費用 (レクリエーション費、材料費など)
 - (4) 前号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文章で説明を行ったうえで、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。
- 4 その他、利用料について支払が困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができる。

(利用契約)

第8条 指定地域密着型通所介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して指定地域密着型通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用契約を締結するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、近江八幡市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定地域密着型通所介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時における対処方法)

第11条 指定地域密着型通所介護事業の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力をを行う体制を構築するように努める。

(衛生管理及び従業者等の健康管理)

第13条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

2 事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了承を得るものとする。

(人権の擁護)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

(苦情処理)

第16条 指定地域密着型通所介護事業等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対する指定地域密着型通所介護事業等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 3 管理者は、施設加入の損害保険会社に、必要に応じて状況報告をし、事後に備えるものとする。
- 4 家族等の交渉の窓口は、管理者とし、誠意を持って対応していく。

(その他運営についての留意事項)

第18条 本事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は従業者でなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人小羊会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講ずるものとする。

(運営推進会議)

- 第19条 地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を開催します。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね6か月に1回以上とします。
 - 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、近江八幡市職員又は地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護についての知見を有する者とします。
 - 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とします。
 - 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言などについての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

(虐待防止に関する事項)

- 第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果についても、従業員に周知徹底を図る。
 - 3 虐待の防止の為の指針を整備する。
 - 4 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町へ通報するものとする。

(地域との連携)

- 第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(附則)

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(改定)

第1条 サービス提供時間の変更

平成24年4月1日から施行する。

第2条 営業日の変更

平成24年7月1日から施行する。

第12条 非常災害対策、第14条 個人情報の保護、第15条 人権の擁護

平成25年10月1日から施行する。

第2条 運営の方針

平成27年4月1日から施行する。

名所変更 デイサービスセンターおほりばたからデイサービスセンターむべの里・島

住所変更 孫平治町1丁目13番地の3から北津田町346-15

第5条 サービス提供時間の変更

第7条2 サービス提供地域外の送迎費用の削除

平成27年7月20日から施行する。

第7条 利用者負担割合の変更

平成27年8月1日から施行する。

第6条 利用定員の変更

平成28年1月1日から施行する。

第19条 運営推進会議

サービス名の表記 「通所介護」⇒「地域密着型通所介護」

平成28年4月1日から施行する。

第5条 サービス提供時間の変更

平成31年4月1日から施行する。

第2条 運営の方針 5 利用者的人格の尊重を追加

第5条 営業日、営業時間、サービス提供時間の変更

第18条 その他運営についての留意事項 5 ハラスメントに対する事項を追加

第20条 虐待防止に関する事項を追加

第21条 地域との連携を追加

令和5年4月1日から施行する。

第7条2-(3) 食材料費の変更

第7条3 同意書への押印を削除

第13条2 感染症対策 内容変更

第18条6 その他運営についての留意事項追加

第22条 業務継続計画の策定等を追加

令和6年4月1日から施行する。